

地域未来創造総合補助金地域創生枠に係る特認 事業に係るフォローアップマニュアル

大分県企画振興部おおいた創生推進課

目 次

1	フォローアップの目的	1
2	用語の定義	1
3	事業採択後の一般的なスケジュール	2
4	事業採択後のフォローアップ（進捗管理）	3
	（1）採択事業の立ち上げまで	
	（2）採択事業の立ち上げ後	
	（3）事業計画の2年目以降に向けた準備	
5	おおいた創生推進課への報告	4
○様式1		6
○様式2		7
○様式3		8

1 フォローアップの目的

このマニュアルでは、地域未来創造総合補助金地域創生枠に係る特認事業の円滑な立ち上げから定着までを支援することを目的に、事業採択後のフォローアップについて説明している。

事業の立ち上げのみでなく、その定着を目的とした当事業にとって、採択事業の立ち上げ後のフォローアップは特に重要であることから、本マニュアルの適切な実施を行うものとする。

なお、採択事業の進捗状況は事業規模や事業内容等によって様々であることから、本マニュアルではフォローアップを行う上での原則的事項を示すものであり、個別具体的な事項については振興局が適宜判断することとする。

2 用語の定義

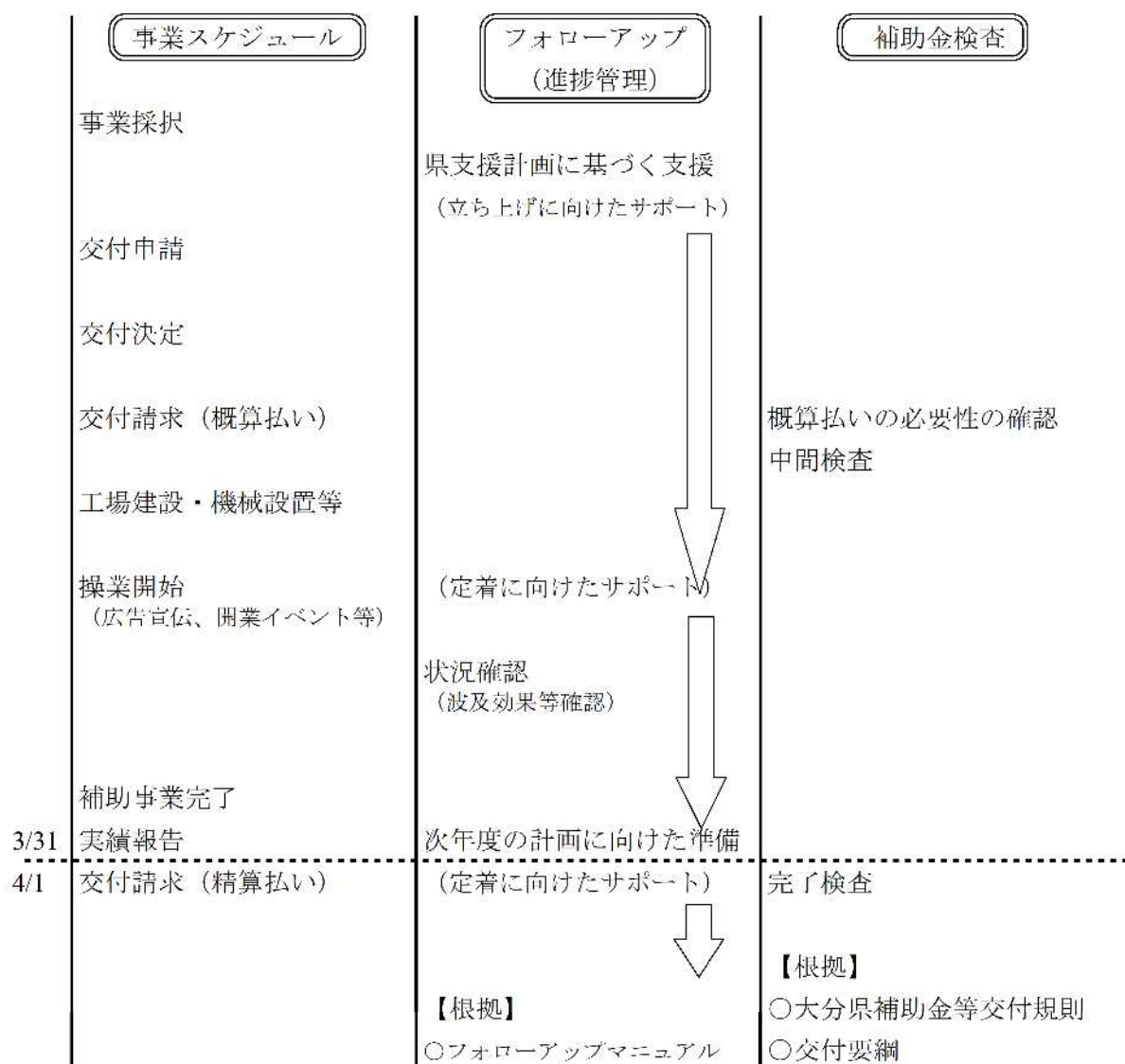
(1) 対象地域に対する波及効果

地域未来創造総合補助金地域創生枠に係る特認事業取扱要領（以下「取扱要領」という。）3に定める補助事業を行うことによって事業が対象とする地域に生じる雇用の創出、農家等の所得の向上等の具体的な成果をいう。

(2) フォローアップ

取扱要領の4に定める事業計画に掲げる事業全体（補助事業及び補助事業に該当しない事業を含む。）が、事業計画通りに進んでいるか進捗管理を行うとともに、対象地域に対する波及効果が事業計画通りに実際に生じているか確認し、当該計画未達成の場合は起業化支援サポートチームを活用するなどしてその達成が図られるよう補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）を支援する作業をいう。

3 事業採択後の一般的なスケジュール



4 事業採択後のフォローアップ (進捗管理)

(1) 採択事業の立ち上げまで

振興局は、採択事業の立ち上げまでの進み具合を把握しておくとともに、補助事業者と連携を密に取りながら取扱要領の5による県支援計画に基づく支援を確実に実行し、採択事業の円滑な立ち上げに向けて積極的に取り組むものとする。

なお、必要に応じて起業化支援サポートチームを活用すること。

（２）採択事業の立ち上げ後

① 事業計画の進捗状況の確認

採択事業が立ち上がった後は、事業計画（販売計画等）の進捗状況を管理することが極めて重要であることから、振興局はできる限り現地に赴き、集客状況や売上状況等を実際に現地で確認（以下「状況確認」という。）するとともに、補助事業者と連絡を密に取りながら取扱要領の５（５）による県支援計画に基づく支援を確実に実行し、採択事業の定着に向けて積極的に取り組むものとする。

なお、必要に応じて起業化支援サポートチームを活用すること。

② 対象地域に対する波及効果の確認

状況確認の際に、事業計画で予定されていた対象地域に対する波及効果（雇用、地元調達等）が達成されているかどうか併せて確認する。

※１ 状況確認については、補助事業者からの聞き取りや現場の集客状況からだけでなく、補助事業者の同意の上で定期的に売上台帳や従業員台帳等の帳簿類からも経営状況や対象地域に対する波及効果を確認する必要がある。そのため、振興局は事業計画の定着に積極的に関与することについて補助事業者の理解を求めるとともに、常日頃から連絡を密に取り、帳簿類の開示の協力が得られるよう努めること。

※２ 状況確認の頻度、方法等については、補助事業の内容や事業計画の進捗状況に応じて振興局が適宜判断することとするが、事業計画確認表（様式１）を参考に事業立ち上げ後１月経過後及び１事業年度終了後は必ず状況確認を行うこととし、それ以外は１年目は少なくとも四半期に１回以上、２年目以降は半期に１回以上行うものとする。

（３）事業計画の２年目以降に向けた準備

① 交付申請手続きが必要な場合

事業計画に基づき、２年目以降に予定されている補助事業の実施に向けて新たに交付申請の手続きが必要な場合は、その内容や交付申請額についてあらかじめ補助事業者と十分に協議するとともに、補助事業の執行に支障がないように交付申請書を提出させること。

② 交付申請手続きが不要の場合（補助事業の予定がない場合）

事業計画に基づく事業執行が行われるように、次年度の事業予定等について補助事業者から聞き取りを行うなど、フォローアップに努めるものとする。

③ 事業計画に基づく対象地域に対する波及効果が未達成の場合

各年度終了後、当初の事業計画に基づく対象地域に対する波及効果（雇用数や地元調達率等）が未達成（達成率が７０％以上の場合は除く。）の場合は、補助事業者の同意を得た上で起業化支援サポートチームからその達成に向けたアドバイスを受

けるものとし、事業の定着を支援するとともに対象地域に対する波及効果の達成を図るものとする。

なお、定期的な状況確認によって対象地域に対する波及効果の未達成があらかじめ見込まれる場合は、年度途中であっても上記と同様の措置を講じるように努めること。

④ 県支援計画の変更が必要になる場合

取扱要領の5（6）に定める県支援計画に係る知事の承認が改めて必要となるのは次の場合とし、補助事業者はその旨を説明し、事実が判明した時点で速やかに必要な手続きをとり、次年度に交付申請手続きがある場合は当該交付申請の前までに知事の承認を得ること。

- ・事業計画の達成に支障があるような各年度毎の個々の事業の廃止や時期の変更
- ・事業計画の根幹をなす事業の大幅な見直しを行う場合
- ・事業の見直し（規模縮小等）によって、対象地域に対する波及効果が減少（減少率が30%以下の場合は除く。）する場合
- ・次年度以降の交付申請段階で、補助金額が増額する場合

5 おおいた創生推進課への報告

振興局は、次によりおおいた創生推進課へ報告するものとする。

（1）状況確認関係

- ・事業計画確認表

事業立ち上げから1月経過後の状況確認実施後10日以内

事業立ち上げから半期毎（9月末、3月末）の状況確認実施後翌月末まで

（2）補助金関係

- ・完了検査調書

完了検査終了後10日以内

※補助金交付がない年度の場合

- ・執行状況報告書（取扱要領別紙様式2及び3）

翌年度の5月10日まで

（3）その他の報告（様式任意）

- ・事業計画のスケジュールに大幅な変更が生じた場合は、当該変更に係る修正を行った県支援計画（前記4（3）④に該当する場合は、併せて県支援計画に係る知事承認の手続きを取る）
- ・事業の着工、竣工等の節目となる行事が行われる場合
- ・補助事業に係る決算報告書（又は決算内容がわかる書類）が作成された場合

- ・継続事業に係る交付申請書が提出された場合（当報告を受けて予算令達を実施）
- ・その他、採択事業の進捗管理上、重要なことが起きた場合（補助事業者の法人化、代表者の変更等）

いずれの場合も事実発生（判明）後１０日以内

※ 補助事業者が任意団体から法人化するなど、事業主体が変わる場合は、新たな補助事業者から承継承認申請書（様式２）を提出させ、当該補助事業者に対して承継承認通知書（様式３）を交付する手続きをとること。

事業計画確認表

	経営状況 (売上、集客等の状況)		対象地域への波及効果 (雇用、地元調達等)		備考
	計画	実績	計画	実績	
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
計					

(様式1)

代表者 ()

会計担当者 ()

電話番号 ()

事業開始日 ()

決算日 ()

【特記事項】

【地元調達金額の内訳】

農産物 ()	円
林産物 ()	円
水産物 ()	円
その他 ()	円
その他 ()	円

※対象地域への波及効果のうち、地元調達金額の合計に積上るよう内訳を記入願います。

(様式2)

年度地域未来創造総合補助金地域創生枠に係る特認事業承継承認申請書

年 月 日

大分県〇〇振興局長 殿

補助事業者

住所

名称

代表者名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度地域未来創造総合補助金地域創生枠について、下記のとおり承継したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 変更日

2 補助事業者（変更前）

※住所、名称、代表者名、振込先口座等を記載

3 補助事業者（変更後）

※上記2に準じて記載

4 添付書類

※定款、登記簿謄本等補助事業者の同一性が確認できるものを添付

(様式3)

年度地域未来創造総合補助金地域創生枠に係る特認事業承継承認通知書

番 号
年 月 日

殿

大分県〇〇振興局長印

年 月 日付けで承継承認申請のあった 年度地域未来創造総合補助金地
域創生枠に係る特認事業については承認します。